

**V-② 保育所**  
**(入所児処遇)**



事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 保育士は、原則として、常勤勤務する者で確保すること。</p> <p>3 主任保育士の専任加算は、対象事業を実施する場合に認められること。</p>	<p>最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。</p> <p>主任保育士専任加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>ア 延長保育事業 イ 一時預り事業 ウ 病児保育事業 エ 乳児が3人以上利用している施設 オ 障害児が1人以上利用している施設</p>	<p>人、乳児3人につき1人 (注1) ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 (注2) 確認に当たっては以下の算式によること。</p> <p>&lt;算式&gt;  <math display="block">\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1、2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}</math>           =配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>ii その他 (※)            a 利用定員 90 人以下の施設については1人            b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人 (注1)            c 上記 i 及び ii の a、b の保育士1人当たり、研修代替保育士として年間2日分の費用を算定 (注2)            (注1) 施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。            (注2) 当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。            (※) 保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。) 附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令 (平成10年厚生省令第51号) 附則第2条に基づいて都道府県 (指定都市及び中核市を含む。以下同じ。) が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。</p> <p>◎特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について (平成28年8月23日府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号連名通知) 別紙2-VI-1- (1)            主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価 (⑥) 及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士 (注1) を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。            なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>i 延長保育事業 (子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>ii 一時預かり事業 (一般型) (子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの (年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(3) 調理師等	<p>4 保育士は、必要な資格を有すること。</p> <p>1 調理師等は、配置基準を下回らないこと。</p>	<p>(1) 保育士とは、保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う者であること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有すること。</p> <p>ア 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者</p> <p>イ 保育士試験に合格した者</p> <p>定員に対する調理員等の配置基準は、次のとおりであること。</p> <p>ア 定員40人以下の保育所：1人</p> <p>イ 定員41人～150人の保育所：2人</p> <p>ウ 定員151人以上の保育所：3人</p>	<p>児発第 0603002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p> <p>v 障害児（軽度障害児を含む。）（注2）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p> <p>（注1）児童福祉施設最低基準附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2条により保育士とみなされる者を含む。</p> <p>（注2）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>◎児童福祉法 第18条の18</p> <p>1 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。</p> <p>◎児童福祉法 第18条の6</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。</p> <p>一 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者</p> <p>二 保育士試験に合格した者</p> <p>◎市条例第64号 第48条</p> <p>保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>◎特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号連名通知）別紙2-II-1-(2)-(イ)-ii</p> <p>利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）（注）</p> <p>（注）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p>	<p>保育士登録証</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(4) 嘱託医・嘱託 歯科医	<p>2 一定の基準を満たせば、調理業務を委託し、調理員を置かなくても差し支えないこと。</p> <p>嘱託医及び嘱託歯科医の配置は、適正に行うこと。</p>	<p>(1) 施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。</p> <p>(2) 具体的には、「保育所における調理業務の委託について」(児童家庭局長通知)に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 子どもの健康状態の把握のため、嘱託医等により定期的に健康診断を行うこと。また、疾病の疑いや感染症等の発生活予防等必要に応じ、嘱託医に相談を行うこと。</p> <p>(2) 嘱託医・嘱託歯科医の配置にあたっては、勤務条件等を明確にした契約書等を作成すること。</p> <p>(3) 地域医師会、地域歯科医師会、保健所等関係機関と関係を密にし、円滑なる実施に努めること。</p>	<p>◎保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第863号児童家庭局長通知）</p> <p>1 調理業務の委託についての基本的な考え方</p> <p>施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。</p> <p>◎保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）</p> <p>第3章 健康及び安全</p> <p>1 子どもの健康支援</p> <p>(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>(2) 健康増進</p> <p>イ 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p> <p>(3) 疾病等への対応</p> <p>ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>イ 感染症やその他の疾病の発生活予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>◎保育所における嘱託歯科医の設置について（昭和58年4月21日児発第284号児童家庭局長通知）</p> <p>1 嘱託歯科医の設置の必要性</p> <p>乳幼児のう触は年々減少傾向にあるが、他の疾患に比し、そのり患率はいまだに高く、しかも自然治癒がないため、予防について正しい知識の普及と指導の徹底を図ることが、乳幼児の健やかな発育成長のために重要である。このため、嘱託歯科医を各保育所に設置し、入所児童に対する歯科保健の充実を図る必要がある。</p> <p>2 設置にあたっての留意事項</p> <p>(1) 嘱託歯科医の選定については、なるべく乳幼児の扱いに習熟し、熱意と理解のある</p>	契約書

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
(5) 勤務体制	保育所の運営状況に沿った適正な体制をとること。	早番、遅番等の職員が、最低基準等を遵守した配置となるよう勤務割表を作成すること。	<p>歯科医が望ましいものであること。</p> <p>(2) 設置にあたっては、地域歯科医師会、保健所等関係機関と関係を密にし、円滑なる実施に努めること。</p> <p>◎北九州市延長保育事業実施要綱 第3条</p> <p>2 職員配置</p> <p>延長保育を担当する保育士等は、ア～ケの各類型において次のとおりとする。また、配置する職員の数（以下「基準配置」という。）は、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）又は北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）による保育士数等を配置するものとする。</p> <p>ア 保育所、認定こども園</p> <p>基準配置により保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。</p> <p>なお、開所時間内における短時間認定を受けた児童（以下「短時間認定児」という。）の延長保育について、標準時間認定を受けた児童（以下「標準時間認定児」という。）を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。</p>	
2 施設設備	1 最低基準に定める設備内容を満たしていること。	<p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、①乳児室（又はほふく室）、②医務室、③調理室、④便所を設けること。</p> <p>なお、乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につきそれぞれ3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、①保育室（又は遊戯室）、②屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、③調理室、④便所を設けること。</p> <p>なお、保育室又は遊戯室の面積は幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 保育室等を2階に設ける建物は、最低基準に定める避難用の設備、転落事故を防止する設備等を設けること。</p>	<p>◎市条例第64号 第46条</p> <p>保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につきそれぞれ3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア～ク 略</p>	<p>平面図</p> <p>固定資産物品台帳</p> <p>備品台帳</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
3 保育の状況	<p>2 施設設備に変更があった場合、所定の手続きを取ることを。</p> <p>1 定員を超えて児童を入所させないこと。</p>	<p>保育所の建物その他設備の規模及び構造並びにその図面に変更があったときは、変更のあった日から起算して1月以内に、所管課に届け出ること。</p> <p>(1) 定員外の私的契約児を置かないこと。</p> <p>(2) 待機の状態にある場合には、定員を超えて入所させることができること。  ア 年度当初 認可定員の20%まで(4月)  イ 年度前半 認可定員の25%まで(5-9月)  ウ 年度後半 認可定員の25%を超えて(10月以降) 入所させることができること。</p> <p>(3) 定員を超えて入所させる場合にも、最低基準その他の法令を遵守すること。</p>	<p>◎児童福祉法施行規則 第37条</p> <p>1 法第35条第3項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  一 名称、種類及び位置  二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面  三 運営の方法(保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程)  三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴  四 収支予算書  五 事業開始の予定年月日</p> <p>5 法第35条第3項の届出を行った市町村又は同条第4項の認可を受けた者は、第1項第1号又は第3項第2号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して1月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>◎保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児保第3号児童家庭局保育課長通知)</p> <p>2 私的契約児の入所について  私的契約児については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないものであること。</p> <p>◎私的契約児の入所について(平成10年11月19日北九保生育第492号 北九州市保健福祉局長通知)</p> <p>2 私的契約児を入所させる要件について</p> <p>(1) 認可定員の範囲内であること。  (2) 新たな保育の実施により認可定員を超える場合は、速やかに私的契約児を解消すること。  (3) 私的契約児を含めて児童福祉施設最低基準が遵守されていること。  (4) 保育所運営費の保育単価の額を利用料(以下「利用料」という。)として徴収すること。  (5) 徴収した利用料は、保育所施設会計の収入とすること。  (6) 入所させる場合は、事前に保健福祉センター及び保育課に文書で届出ること。</p> <p>◎保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児保第3号児童家庭局保育課長通知)</p> <p>1 保育所への入所円滑化対策について  実施要綱に基づく定員を超えての保育の実施については、以下の通り行うものとする。</p> <p>(1) 実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。)が120%以上の状態をいうものであること。</p>	<p>変更承認申請(届出)</p> <p>認可書  児童名簿  児童出欠表  給食日誌  入所決定通知書</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 定員に比し著しく入所児童が下回らないこと。</p> <p>3 保育時間の設定を適切にすること。</p> <p>4 一時保育の状況が適正なこと。</p> <p>5 障害児保育の状況が適正なこと。</p> <p>6 休日・夜間保育の状況が適正なこと。</p>	<p>定員割れを生じている場合、規模の縮小等の対策を検討すること。</p> <p>保育所の保育時間は1日につき8時間を原則とすること。 入所している乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所長がこれを定めることができること。</p> <p>(1) 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育など、需要に応じた保育サービスを提供することにより児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。 (2) 職員の配置等を適切に行い、また、児童の処遇上に問題のないこと。 (3) 保護者負担額が適正であること。</p> <p>(1) 障害児保育の推進を図るなど、児童の福祉の向上を図ることを目的とすること。 (2) 職員の配置等を適切に行い、また、児童の処遇上に問題のないこと。</p> <p>(1) 日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育及び夜間保育の需要への対応を図り、児童の福祉の向上を図ることを目的とすること。 (2) 職員の配置等を適切に行い、また、児童の処遇上に問題のないこと。</p>	<p>なお、定員の見直しにあたっては、平成21年度の一部改正により、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金ついて」の保育単価表の定員区分の細分化を行い、定員変更への取り組みを阻害しないようとした趣旨を踏まえること。</p> <p>(2) 定員を超えて保育の実施を行う場合は、地域において年度途中における保育所入所の受入体制を整えること。 (3) 保護者が産後休暇及び育児休業終了後に就業するに際し、休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合には、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するようにすること。 (4) 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長は、該当施設について指導監査等を通じ児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)及びその他の関係通知に定める基準の遵守状況の把握に留意すること。</p> <p>◎市条例第64号 第49条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。</p> <p>◎一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号連名通知) 別紙 一時預かり事業実施要綱 ◎子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について(平成28年8月9日府子本第506号) 別紙 子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱</p> <p>◎北九州市障害児保育事業実施要綱</p> <p>◎北九州市休日保育事業実施要綱</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
4 全体的な計画・指導計画	<p>7 延長（長時間）保育の状況が適正なこと。</p> <p>1 保育所長を中心に全体的な計画を策定すること。</p> <p>2 全体的な計画に基づき指導計画を作成すること。</p>	<p>(1) 就業形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所の開所時間を超えた保育を行い、児童の福祉の向上を図ることを目的とすること。</p> <p>(2) 職員の配置等を適切に行い、また、児童の処遇上に問題のないこと。</p> <p>(3) 保護者負担額が適正であること。</p> <p>全体的な計画の策定に当たったの留意事項は次のとおりであること。</p> <p>ア 全職員に保育機能の重要性を認識させた上で保育所長が中心となり決定すること。</p> <p>イ 地域性や時代の要請を十分考慮すること。</p> <p>ウ 児童の生活状況等の把握を十分行うこと。</p> <p>(1) 子どもの実態に合わせ、発達段階を踏まえ、乳幼児の興味や欲求を把握してその時期に望ましい活動をさせるのが保育であり、その目的を達成するために入所から退所までの間に指導することが望ましい保育内容を選択し配列し、全体として一貫性を持たせたものが指導計画であること。</p> <p>(2) 指導計画の作成にあたっては、各保育所で定める保育方針に基づいて、保育所長を中心に全職員が協議をしながら保育目標を定め、その実現を目指して、年齢毎・領域毎に計画を立てていくこと。</p>	<p>◎延長保育事業の実施について（平成27年7月17日雇発07177第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙 延長保育事業実施要綱</p> <p>◎子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について（平成28年8月9日府子本第506号）別紙 子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱</p> <p>◎保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）</p> <p>第1章 総則</p> <p>3 保育の計画及び評価</p> <p>(1) 全体的な計画の作成</p> <p>ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。</p> <p>イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。</p> <p>ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。</p> <p>(2) 指導計画の作成</p> <p>ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p> <p>イ 指導計画の作成にあたっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育暦、心身の発達、活動の実態等に即して、個別な計画を作成すること。</p> <p>(イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</p> <p>(ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や境構成ができるよう配慮すること。</p> <p>ウ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるよう</p>	<p>保育方針</p> <p>全体的な計画書</p> <p>指導計画書</p> <p>年間指導計画書</p> <p>月間指導計画書</p> <p>週案、日案</p> <p>保育日誌、</p> <p>クラス日誌、</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 年間（期間）・月間指導計画及び週案・日案等をそれぞれ作成すること。</p> <p>4 指導計画の評価・反省を行い、その改善に努めること。</p>	<p>(1) 全体的な計画に基づく保育を展開するための具体的な計画として指導計画を作成すること。</p> <p>(2) 指導計画の作成に当たって、保育所保育指針では概ね次のような留意事項があること。</p> <p>ア 長期的なものと同期的なものに関連させながら、保育が適切に展開されるようにすること。</p> <p>イ 子ども一人ひとりの育ちを理解したものであること。3歳未満児は個別的に計画する必要があること。</p> <p>ウ 3歳以上児は、ねらいと内容を適切に組み込むこと。</p> <p>エ 長期的なものは、子どもが順調な発達を続けていけるようにし、生活に変化と潤いを持たせるよう季節、行事等も考慮すること。</p> <p>オ 短期的なものは、子どもの実態や生活に則したものとし、生活の流れに調和したものとすること。</p> <p>カ 障害児の保育は、他の子どもとの生活を通して両者が健全に発達するよう指導計画の展開を柔軟にすること。</p> <p>キ 家庭、地域社会と連携して展開できるようにすること。</p> <p>ク 多様な保育需要の特性や実情に応じて柔軟な対応ができるようにすること。</p> <p>ケ 組の編成に応じて個々の子どもの観察や援助の内容に配慮すること。</p> <p>コ 子どもの連続的な発達を考慮して、入学に向かって自信と積極性をもって生活できるようにすること。</p> <p>サ 計画に基づいて行われた保育の過程を反省評価し、その改善に努めること。</p> <p>(1) 指導計画に基づき、保育が行われているか確認すること。</p> <p>(2) 指導計画については可能な限り複数の職員で評価する機会を設けること。</p> <p>(3) 評価に基づく反省等を十分に活かすこと。</p>	<p>にすること。</p> <p>エ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。</p> <p>オ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。</p> <p>カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。</p> <p>キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。</p> <p>(3) 指導計画の展開 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>ウ 子どもの主體的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p> <p>(4) 保育内容等の評価 ア 保育士等の自己評価 (ア)保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>(イ)保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。</p> <p>(ウ)保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
5 健康管理	<p>5 個々の児童ごとに児童（記録）票等が整備されていること。</p> <p>1 入所時に健康診断等を行うこと。</p> <p>2 少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を適切に行うこと。</p>	<p>児童（記録）票等が適切に記録され、個々の児童の実態及び指導の経過が明らかなこと。</p> <p>(1) 個々の児童について、既往症、ツベルクリン反応、予防注射の実施状況を入所前に把握すること。</p> <p>(2) 入所時の健康診断を適切に行うこと。</p> <p>(3) 健康診断の実施内容については学校保健安全法に規定する内容に準じて行うこと。</p> <p>(1) 定期健康診を少なくとも1年に2回適切に行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて臨時の健康診断を適切に行うこと。</p> <p>(3) 健康診断の実施内容については学校保健法に規定する内容に準じて行うこと。</p>	<p>イ 保育所の自己評価  (ア) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。  (イ) 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むよう留意すること。  (ウ) 設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。  (5) 評価を踏まえた計画の改善  ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。  イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。</p> <p>◎市条例第64号 第19条  児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>◎市条例第64号 第16条  児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項及び第3項において同じ。)の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条及び第13条に規定する健康診断並びに同法第17条に規定する健康診断の方法及び技術的基準等に準じて行わなければならない。</p> <p>◎学校保健安全法 第13条、第17条  ◎学校保健安全法施行令 第2条  1 就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。  一 栄養状態  二 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無  三 視力及び聴力  四 眼の疾病及び異常の有無  五 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無  六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無  七 その他の疾病及び異常の有無</p> <p>◎学校保健安全法施行規則 第5条  1 法第13条第1項の健康診断は、毎学年、6月30日までにを行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。  2 第1項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者(第6第3項第4号に該当する者に限る。)については、おおむね6か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。</p>	<p>児童（記録）票  保育原簿</p> <p>健康診断記録  身体発育記録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 児童の発育状態を的確に把握すること。</p> <p>4 児童の日々の健康観察を十分行うこと。</p>	<p>毎月、身長、体重を測定し、発育の状況を把握し、発育の状態が良くない児童に、特に注意を払うこと。</p> <p>(1) 登所時や降所時において、健康状態や服装等の異常の有無等について十分観察するとともに、保護者から子どもの状態について報告を受けること。また、保育中も、顔色、機嫌、元気等について注意を払うこと。</p> <p>(2) 子どもの身体を観察するときは、不自然な傷、やけど、身体や下着の汚れ具合等を併せて観察し、身体的虐待や不適切な養育の発見に努めること。</p>	<p>◎学校保健安全法施行規則 第6条</p> <p>1 法第13条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。</p> <p>一 身長及び体重</p> <p>二 栄養状態</p> <p>三 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態</p> <p>四 視力及び聴力</p> <p>五 眼の疾病及び異常の有無</p> <p>六 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無</p> <p>七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無</p> <p>八 結核の有無</p> <p>九 心臓の疾病及び異常の有無</p> <p>十 尿</p> <p>十一 その他の疾病及び異常の有無</p> <p>◎保育所保育指針</p> <p>第3章 健康及び安全</p> <p>1 子どもの健康支援</p> <p>(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p> <p>イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p> <p>(2) 健康増進</p> <p>ア 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。</p> <p>イ 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。</p>	<p>健康診断記録 身体発育記録</p> <p>身体発育記録 保育日誌 児童（記録）票 連絡帳</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>5 健康管理に係る必要な処置をとること。</p> <p>6 衛生管理を適切に行うこと。</p> <p>7 感染症及び食中毒の予防やまん延を防止するための職員の研修及びを定期的に行うこと。</p>	<p>(1) 次の処置等を適切にとること。  ア 疲労の状態に応じ、適宜休息をとること。  イ 午睡をさせること。  ウ 温度と衣類等の調節を適宜行うこと。  エ 室内の換気、採光等に十分注意を払うこと  オ 日光浴や外気浴を十分に行うこと。  カ 清掃、消毒を十分に行うこと。  キ 設備、備品等は子どもの体位にあっていること。  ク 感染症の発生状況等に絶えず注意を払うこと。</p> <p>(2) 医薬品を備え付けること。</p> <p>(1) 寝具等は清潔を保つように配慮すること。(日光消毒、シーツ洗濯等)</p> <p>(2) 乳児のオムツ交換を十分に行うこと。</p> <p>感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、平常時の対策や発生時の対応に関する訓練を定期的実施すること。</p>	<p>(3) 疾病等への対応  ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。  イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。  ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。  エ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。</p> <p>◎市条例第64号 第14条  4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>◎保育所保育指針  第3章 健康及び安全  3 環境及び衛生管理並びに安全管理  (1) 環境及び衛生管理  ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。  イ 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。</p> <p>◎市条例第64号 第14条  児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
6 安全管理	<p>1 保育所への登所、降所等における安全管理を適切に行うこと。</p> <p>2 保育所内外の保安に十分な注意を払うこと。</p>	<p>(1) 保育所への登所や降所は、原則として保護者が責任をもって行うこと。</p> <p>(2) 保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認すること。</p> <p>(1) 安全管理に関し職員会議等で取り上げるなど職員の共通理解を図ること。</p> <p>(2) 児童の安全管理に関し職員の役割を明確にした協力体制のもと事故防止にあたること。</p> <p>(3) 職員体制が手薄の時は、特に安全に対して注意すること。</p> <p>(4) 万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知すること。</p> <p>(5) 来訪者用の入口・受付を明示して、外部からの人の出入りを確認すること。</p> <p>(6) 防災・防犯のための避難訓練等を実施すること。</p> <p>(7) 危険箇所等がないか、次の事項について安全を確認すること。</p> <p>ア 階段、ベランダ、窓等からの転落防止</p> <p>イ 床等の破損や段差等</p> <p>ウ 非常口、非常階段の管理</p> <p>エ ガラスの破損防止</p> <p>オ ベッドからの転落防止</p> <p>カ 家具、備品等の転倒防止</p> <p>キ 棚等からの落下物の予防</p> <p>ク 暖房器具、湯沸器具等の危険防止</p> <p>ケ 便所、手洗場等の安全性</p> <p>コ 扉、戸等の危険防止</p> <p>サ 屋内外の遊具の安全性</p> <p>シ 砂場、プール等の安全性</p> <p>ス マンホール、排水溝、用水路等の危険防止</p> <p>セ その他児童の行動上危険なもの障害になるものの排除</p> <p>(8) 遊具等の安全確認を定期的実施すること。</p> <p>(9) 安全推進員を選任していること。(常時 10 人以上の労働者を使用する事業所の場合)</p>	<p>◎児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年6月15日雇児総発第402号児童家庭局総務課長通知）</p> <p>(別添—2) 児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目</p> <p>1 日常の安全管理</p> <p>(職員の共通理解と所内体制)</p> <p>○安全管理に関し、職員会議等で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。</p> <p>○児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたっているか。</p> <p>○職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。</p> <p>○万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。</p> <p>○来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。</p> <p>○防災・防犯のための避難訓練等を実施しているか。(関係機関等との連携)</p> <p>○市町村の施設・事業所管課、警察署、児童相談所、保健所等関係機関や民生・児童委員、地域団体と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制となっているか。</p> <p>○関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど周知徹底しているか。</p> <p>○近隣の個人、保育所、幼稚園、学校等と相互に情報交換する関係になっているか。</p> <p>(施設・事業者と保護者の取り組み)</p> <p>○児童に対し、犯罪や事故から身を守るため、屋外活動に当たっての注意事項を職員が指導しているか。また、家庭でも話し合われるよう働きかけているか。</p> <p>(施設設備面における安全確保)</p> <p>○門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況を点検しているか。</p> <p>○危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等の状況を点検しているか。</p> <p>○自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合は、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。</p> <p>(近隣地域の危険箇所の把握と対応)</p> <p>○日頃から地域の安全に目を配り、危険箇所の把握に努めているか。</p> <p>(保育所の通所時における安全確保)</p> <p>○児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか。</p> <p>○ファミリー・サポート・センターやベビーシッターを利用する場合等保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。</p> <p>(保育所の所外活動における安全確認)</p> <p>○危険な場所、設備等を把握しているか。</p> <p>○携帯電話等による連絡体制を確保しているか。</p> <p>(保育所の安全に配慮した施設開放)</p> <p>○施設開放時は、保護者に対して児童から目を離さないよう注意を喚起しているか。</p> <p>◎社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日雇児総発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)</p> <p>◎児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について(平成20年8月29日雇児総発0829002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)</p> <p>◎労働災害を防止するための安全の担当者の配置等について(平成26年3月28日基発0328第7号厚生労働省労働基準局長通知)</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 緊急時の安全確保について体制の整備を図ること。</p> <p>4 事故防止に十分な注意を払うこと。</p>	<p>(1) 施設周辺における不審者等の情報が入った場合、職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する等の措置をとる体制を整備していること。</p> <p>(2) 施設内に不審者が立ち入った場合など緊急時に備え、直ちに職員が協力体制を取り人身事故が起きないよう事態に対応等の体制を整備していること。</p> <p>(1) 入所児童の習癖、性向などの実態を常に把握して、指導にあたっては、個人差に即したものにするなどの適切な配慮をすること。</p> <p>(2) 身体の異常やけがの発生時等における対応が適切に行われるよう、医師や家庭への連絡体制を整備すること。</p> <p>(3) 緊急薬品等の備えや、正しい処置を行うための訓練等を行うこと。</p> <p>(4) 事故が発生した場合、適切な処置をとること。</p> <p>(5) 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づいて報告していること。</p>	<p>◎児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年6月15日雇児総発第402号児童家庭局総務課長通知）  <b>（別添—2）児童福祉施設・事業（通所型）における点検項目</b></p> <p>2 緊急時の安全確保  （不審者情報がある場合の連絡等の体制）  ○施設周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。  ・職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する。  ・児童・保護者等の利用者に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意を喚起する。  ・警察に対しパトロールを要請する等警察と連携を図る。  ・児童の安全確保のため、保護者や民生・児童委員、地域活動団体等の協力を得ている。  （不審者の立入りなど緊急時の体制）  ○施設内に不審者が立ち入った場合など緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。  ・直ちに職員が協力体制を取り、人身事故が起きないよう事態に対応する。  ・不審者に対し、施設外への立ち退きを要求する。  ・直ちに施設長を始め、職員に情報を伝達し、児童への注意喚起、児童の安全を確保し、避難誘導等を行う。  ・警察や施設・事業所管課、保護者等に対し、直ちに通報する。</p> <p>◎児童福祉施設における事故防止について（昭和46年7月31日児発第418号児童家庭局長通知）</p> <p>1 児童福祉施設においては、入所児童の習癖、性向などについてつねにその実態を把握し、指導にあたっては、個人差に即したものにするなどの適切な配慮をすること。</p> <p>2 児童福祉施設従事者の研修、訓練に努め、児童処遇上必要な知識・技能の向上を図ること。</p> <p>3 消防署、警察、病院等関係機関との連絡を密にして、緊急の場合には適切な協力体制がとれるよう配慮すること。</p> <p>4 その他児童福祉施設最低基準の趣旨、目的を尊重するなど児童の安全管理に努めること。</p> <p>◎保育所保育指針  <b>第3章 健康及び安全</b>  <b>3 環境及び衛生管理並びに安全管理</b>  (2) 事故防止及び安全対策  ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。イ 事故防止</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>5 非常災害対策を適切に行うこと。</p>	<p>(1) 避難・消火訓練を少なくとも毎月1回は実施すること。  (2) 午睡時間における避難訓練を年1回は実施すること。  (3) 火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定めなくてはならない。</p>	<p>の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p> <p>◎特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号連名通知)</p> <p>1. 事故が発生した場合の報告について  特定教育・保育施設、幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)学校事故対応に関する指針(平成28年3月31日付け27文科初第1785号)及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限をもつ自治体、子どもの家族等に連絡を行うこと。</p> <p>2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設</li> <li>・幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)</li> <li>・特定地域型保育事業</li> <li>・延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・認可外保育施設</li> </ul> <p>3. 報告の対象となる重大事故の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡事故</li> <li>・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)</li> </ul> <p>◎市条例第64号 第7条</p> <p>児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、これに対する不断の注意を払い、訓練を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。</p>	<p>消防計画(各災害ごと)  避難・消火等訓練記録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>6 安全計画を策定すること</p> <p>7 自動車を運行する際には児童の所在を確認すること。</p>	<p>(1) 保育所等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するために、各年度において、当該年度が始まる前に、安全に関する事項について年間スケジュール（安全計画）を各施設において定めること。</p> <p>安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと。</p> <p>取組内容については、下記のようなものが考えられる。</p> <p>ア 施設・設備、園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検</p> <p>イ マニュアル（重大事故防止、災害時、救急対応時、不審者対応時等）の策定・共有</p> <p>ウ 児童への安全指導</p> <p>エ 保護者への説明・共有</p> <p>オ 実践的な訓練や研修の実施</p> <p>カ 再発防止の徹底</p> <p>(2) 安全計画は、常勤職員だけでなく非常勤職員を含む全職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施すること。</p> <p>(3) 利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取組の内容等を入園時等の機会において説明を行うなどにより周知すること。</p> <p>また、保護者と円滑な連携を図られるよう、安全計画等は公表しておくことが望ましい。</p> <p>(4) 再発防止の徹底のために、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるとともに、事故が発生した場合は原因等を分析し、再発防止策を講じマニュアルへの反映及び職員間の共有を図ること。</p> <p>(5) PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(1) 児童等の通園や園外活動等のために自動車を運行するすべての場合において、児童等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。</p> <p>(2) 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時に園児の所在を確認すること。（座席が2列以下を除くすべての車が安全装置に係る義務付け対象となる。</p> <p>「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであること。）</p>	<p>◎市条例第64号 第7条の2</p> <p>児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童遊園に限る。）及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、施設の安全点検、職員、児童等に対する児童福祉施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>◎保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日 事務連絡 厚生労働省子ども家庭局保育課通知）</p> <p>◎市条例第64号 第7条の3</p> <p>児童福祉施設は、児童の児童福祉施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際の所在に限る。）を行わなければならない。</p>	<p>安全計画 関連マニュアル 研修記録等 ヒヤリ・ハット 事例報告</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
7 その他	1 家庭と保育所相互の連携を十分に図ること。	<p>(1) 家庭と保育所相互の理解を深め、保育効果の向上を図るため、家庭との連携を緊密に行うこと。</p> <p>ア 保育所だよりを毎月だすこと。</p> <p>イ 連絡帳を十分活用すること。</p> <p>ウ 保護者との懇談会等を開催すること。</p> <p>エ 各種行事や親と子の集い等保護者との連携、話し合いの場をより多く設定するなどの配慮がなされること。</p> <p>オ 給食献立表を家庭に配布する等、保育所給食への理解と家庭での食生活との連携を深めるための配慮がなされること。</p> <p>カ 保育料徴収金以外に保護者負担金を徴収しないこと。(延長保育、一時的保育を除く。)</p> <p>(2) 保育所における子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭と密接な連絡ができるように体制を整えておくこと。</p> <p>また、保護者がこれらの情報を保育所に伝えるように協力を求めること。</p>	<p>◎市条例第64号 第51条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等につき理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>◎保育所保育指針 第4章 子育て支援 保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。</p> <p>1 保育所における子育て支援に関する基本的事項</p> <p>(1) 保育所の特性を生かした子育て支援</p> <p>ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。</p> <p>イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。</p> <p>(2) 子育て支援に関して留意すべき事項</p> <p>ア 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。</p> <p>イ 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。</p> <p>2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援</p> <p>(1) 保護者との相互理解</p> <p>ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p> <p>イ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。</p> <p>(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援</p> <p>ア 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。</p> <p>イ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。</p>	<p>入園のしおり 保育所だより 連絡帳 保護者との懇談会 記録 給食配布献立表</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 保育計画等に基づいて、地域交流等を行うこと。</p> <p>3 関係機関との連携を十分に図ること。</p>	<p>(1) 保育は地域社会と連携して展開されることが望ましいので、指導計画の作成に当たっては、この点に十分に配慮をすること。</p> <p>(2) 地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、子どもが豊かな生活体験ができるように工夫すること。</p> <p>(3) 保育計画等に基づいて地域交流を行うこと。  ア 保育所・施設の開放  イ 育児相談  ウ 保育所行事への招待  エ 地域行事への参加  オ 地域活動事業の実施 等</p> <p>(1) 日頃から地域の医療・保健関係機関、福祉関係機関などと十分な連携をとるように努めること。  (2) 保育士は、保護者に対して、子どもを対象とした地域の保健活動に積極的に参加することを指導するとともに、地域の保健福祉に関する情報の把握に努めること。</p>	<p>(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援  ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。  イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p> <p>3 地域の保護者等に対する子育て支援  (1) 地域に開かれた子育て支援  ア 保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。  イ 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。  (2) 地域の関係機関等との連携  ア 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。  イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。</p> <p>◎市条例第64号 第6条  2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図るとともに、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	